

## 横手市消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、消防団員の確保と地域の活性化を図り、地域防災の要である消防団を応援するため、市内の店舗、事業所等（以下「事業所等」という。）が横手市消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し優遇サービスを提供する横手市消防団応援の店事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 横手市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）に登録しようとする事業所等は、横手市消防団応援の店登録申請書により申請しなければならない。

(応援の店の登録)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、審査し、適当と認めるときは、横手市消防団応援の店登録簿に登録するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事業所等については、登録しない。

(1) 宗教活動又は政治活動を行うもの

(2) 横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するもの

(3) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するもの

(5) 通信販売、インターネットによる販売等の対面販売を前提としないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたもの  
(表示証の交付)

第4条 市長は、事業所等を登録したときは、当該事業所等に対し横手市消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の掲示)

第5条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を掲示できるものとする。

(1) 事業所等の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広

## 告物

(応援の店の公表)

第6条 市長は、応援の店の情報をホームページ等により公表するものとする。

(登録の変更等)

第7条 応援の店は、登録事項を変更し、又は事業を廃止したときは、横手市消防団応援の店登録事項変更等届出書により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 優遇サービスの提供を停止したとき

(2) 事業を廃止したとき

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき

(4) 第3条各号に掲げる事業所等に該当することが明らかになったとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援の店として適当でないとき市長が認めるとき

2 登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

(団員証の提示)

第9条 団員等は、応援の店から提供されるサービスを受けようとするときは、横手市消防団員証を提示しなければならない。

(順守事項)

第10条 団員等は、横手市消防団員証交付規程（平成27年横手市訓令第2号）第5条に規定する取扱制限を順守するとともに、優遇サービスに関し、応援の店に強要してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年2月1日から施行する。